

平成26年 9月16日

入学者選抜試験出願者 各位

高知工業高等専門学校

災害救助法適用地域における災害に伴う検定料免除の臨時措置について

独立行政法人国立高等専門学校機構では、下記の災害により被災した受験生の進学機会を確保する観点から、平成27年度入学者選抜における臨時措置として、下記のとおり取り扱うこととしましたのでお知らせします。

なお、申請される場合は、本校学生課教務係までご連絡くださるようお願いいたします。

記

独立行政法人国立高等専門学校機構が設置する国立高等専門学校に入学を志願する者で、その主たる家計支持者が平成26年度に災害救助法の適用があった地域に居住して被災した場合には、被災日以降に出願手続きする入学者選抜においては、検定料免除申請書にり災証明書等（居住家屋の被害程度について、地方自治体の現地調査等に基づき証明する書面）を添えて提出することにより、検定料を免除します。

※ 臨時措置の対象となる災害救助法適用地域は別紙のとおりです。

別紙については、適用地域が追加される都度に更新されますので、出願手続きをする際にご確認願います。

※ この臨時措置については、平成26年4月1日から平成27年度入学者選抜が終了するまでの期間が適用期間となります。

本件に関する問い合わせ先

高知工業高等専門学校 学生課教務係

TEL 088-864-5622・5623

FAX 088-864-5536